

## South China - Asia Business Report

Vol. 16  
October  
2012

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

## CONTENTS

## Briefs &amp; Editorial

## Topics

- 注目集めるフィリピン ..... 3  
～労働集約型産業の最後の砦となるか～
- アジアの景気動向への意識を高める日本企業 (3) ..... 9  
～アジアビジネスに関するアンケート調査より～

## Regional Business

- India** インドの税制 [40]  
移転価格税制事前確認制度 (APA 制度) の導入 ..... 15

- Vietnam**  
ベトナムにおける法人税の税務調整項目 ..... 19  
～日本との対比における留意点～

- China** 解説・中国ビジネス法務[5]  
労働契約法の改正草案 ..... 25

- China**  
「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説 ..... 28

## Macro Economy

- アジア経済情報：アジア概況 ..... 31

## Briefs

## Topics

**注目集めるフィリピン ～労働集約型産業の最後の砦となるか～**

労賃上昇をはじめとするチャイナ・リスクの回避に向け、ASEAN での移転先探しを本格化させる日系企業。中でも、輸出加工業を中心とする中国華南地域の日系製造業企業から昨今、ひそかに注目を集めているのがフィリピンだ。

ここ数年の ASEAN 投資ブームの中ではやや取り残された印象が強かった同国だが、タイ、ベトナム、インドネシアなど周辺各国に比べ緩やかな労働コストの上昇や、輸出加工企業に与えられる数々の優遇措置などが改めて認識されるとともに、かねて魅力とされてきたアジア有数の英語人口や低廉で豊富な労働者、親日的な国民性が多くの日系企業をひきつけている。


フィリピンにおける最近の投資環境と日系企業の進出動向、ならびに先月開催した弊行「フィリピン投資セミナー」での講演内容も交えながら、フィリピン投資の可能性について考察したい。

**アジアの景気動向への意識を高める日本企業(3) ～アジアビジネスに関するアンケート調査より～**

みずほ総合研究所が日本の製造業企業を対象に実施したアジアビジネスに関するアンケート調査結果を紹介するシリーズの最終回。今回は、ASEAN における日系企業の現状と見通しについてお伝えする。


日本企業は従前から、インフラや産業集積面で優位性のあるタイ、人件費の安いベトナム、市場規模の大きいインドネシアに高い関心を示しており、今般の調査でもその傾向は変わっていない。一方で、これらの地域でも中国同様に生産コストの上昇が目立っている。ただ、ASEAN では中国と異なり、移転よりも生産性の向上と販売強化でコスト上昇に対応するとした企業が多く、ASEAN 市場の開拓を積極的に進めようとする日系企業の姿勢が浮き彫りとなった。

## Regional Business


**インドの税制[40] 移転価格税制事前確認制度 (APA 制度)の導入**

インドでビジネスを行う企業にとって重荷となっている、移転価格にかかる税務訴訟リスクを軽減する「移転価格税制に関する事前確認制度」(APA 制度)が7月1日から導入された。

ここでは、当該制度の適用対象や申請プロセス、費用など、インド APA 制度に関する主な内容と、その特徴について解説する。


**ベトナムにおける法人税の税務調整項目～日本との対比における留意点～**

ベトナムの法人税課税所得額算出にかかる税務調整項目は、改正が随時行われることなどもあって、書類の不備や理解・準備不足により税務調査で思わぬ指摘を受け、損金不算入とされてしまったり、場合によっては多額の追徴課税や罰金を請求されたりするケースが散見される。

また昨今は移転価格や優遇税制にかかる管理・規制も厳格化され、親会社と協同での早期対応が必須となっている。税務調査で指摘されやすいベトナム特

有の税務調整項目等にかかる留意点について、概要を説明する。

## 解説・中国ビジネス法務 [5] 労働契約法の改正草案

先ごろ意見公募が行われた中国の「労働契約法改正草案」では、主に現行の労働契約法における労務派遣に関する条文について修正が行われている。背景には、現行法規定の濫用により、本来は正規雇用とすべきところを派遣労働者の雇用でまかなわれている状況が生じていることがある。草案では、これまででありまいであった労務派遣における「臨時性」「補助性」「代替性」の定義づけや、派遣労働者の権利を保障することを試みているが、未だ不十分と思われる規定も散見され、今後の改正動向になお注視する必要がある。

## 「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説

中国における特許出願数が急増する中、「発明特許出願優先審査管理弁法」が今年8月1日に施行された。同弁法では、かねて指摘されていた審査期間の短縮を図る一方で、適用対象を省エネ・環境保護や新エネルギーなどの戦略的新興産業などに限定している。このため、出願者は同弁法の優先審査対象に資するかどうかを慎重に検討する必要がある。

## Macro Economy

### アジア経済情報: アジア概況

12年第2四半期のアジア景気は、輸出の鈍化で景気低迷に陥った国が目立つ結果となった。金融政策は緩和方向が持続しているものの、インフレ要因が依然くすぶっており、追加的な利下げは見込みにくい。欧米経済の低成長が長期化する中、12年後半から13年にかけて、輸出依存度が高い国を中心に経済成長の減速傾向がさらに顕著となろう。

## Editorial

日本は9月17日、敬老の日を迎えました。総務省の推計によりますと、65歳以上の人口は3,000万人を突破し、総人口に占める割合は24.1%と過去最高を更新したそうです。背景には、第一次ベビーブームに生まれた団塊世代が「高齢者」の仲間入りをしたことがあるようで、日本は今後ますます少子高齢化が進んでいくことになりそうです。

日本に続き、アジアの一部でも労働力人口の減少期に突入しつつあることを受け、廉価で豊富な労働力の供給が見込まれる新興国——中でも、フィリピンへの進出を本格的に検討し始めた日系企業が増えています。これまで投資先としては人気がなかったフィリピンですが、グローバル化の進展とともに、ワーカールレベルでも英語が通じるという点も、従来以上に評価のポイントとなっているようです。

フィリピン政府としても、自国の強みを生かしつつ雇用も確保できる輸出型製造企業の誘致を積極的に進めており、当行で先般開催したセミナーに参加された皆様からも、「優遇政策や政府の方針、中・長期的な投資環境も含め、改めて興味を持った」とする声が多く聞かれました。深刻化する日中関係の悪化や、東南アジアで進む労賃の急騰など、さまざまな面でのリスクヘッジと成長戦略の双方を視野に入れつつ、いつ、どこに経営資源を投入していくか——。難しい判断が迫られています。(A)

# Topics



## 注目集めるフィリピン ～労働集約型産業の最後の砦となるか～

伴 彰 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国華南地域で製造業に従事する日系企業から昨今、投資候補先としてフィリピンの名前を聞くことが増えた。フィリピンといえば従来、英語が通じる豊富な労働力や、親日国であるなど多くのメリットはあるものの、汚職や治安面でのネガティブな報道もあり、タイ、ベトナム、インドネシアなど他の ASEAN 諸国に比べると注目度は今一步、というのが一般的な印象であろう。では、今なぜフィリピンが注目を集めるのか——。最近の日系企業の進出動向、ならびに先月開催した弊行「フィリピン投資セミナー」での講演内容も引用しながら、フィリピン投資の可能性について考察したい。

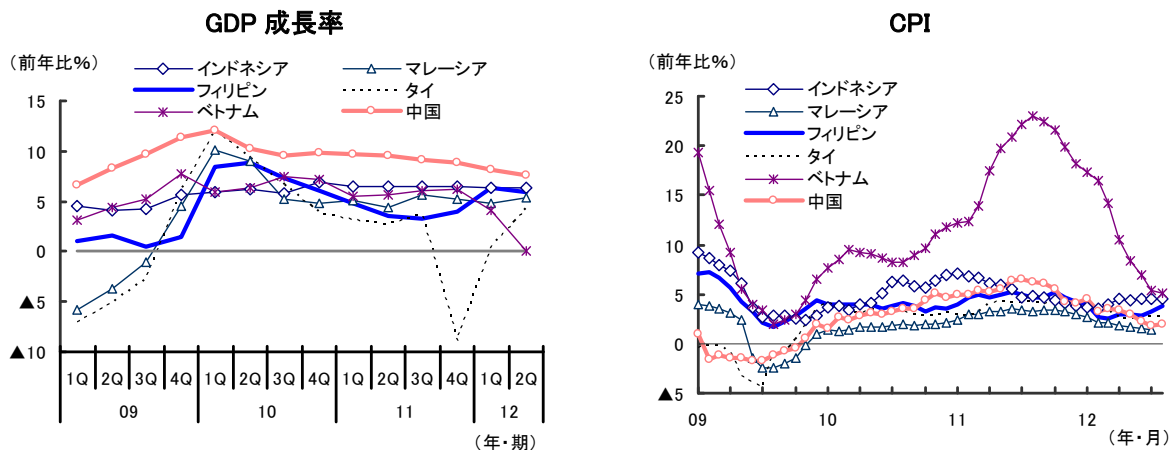
### 緩やかで安定した成長が好材料に

フィリピンが注目を集めるようになった理由として考えられるのは、経済成長が緩やかであったがゆえ、物価や賃金上昇ペースが限定的で、他の ASEAN 諸国との比較においてフィリピンのコスト競争力が相対的に向上したことがある(図表1・2)。実際、中国や ASEAN 主要各国の GDP 成長率に比

べフィリピンの伸び率は相対的に緩やかなカーブを描いており、インフレ高進や賃金高騰などの話も聞かれない。

一方で、「世界の工場」と呼ばれた中国では、特に沿海部で低賃金労働者の確保が困難となっており、仮に確保できたとしても今後ますますの賃金上昇を覚悟せざるを得ない状況にある。さらにストラ

【図表1】 各国別経済指標の推移

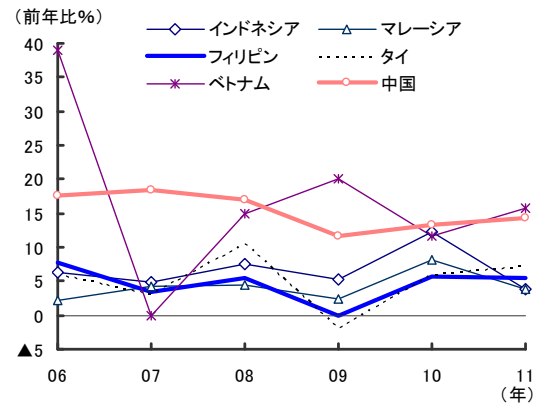


(資料)CEIC

イキや政治問題に起因するトラブルへの懸念が付きまとうことも、昨今の情勢を見ていけば容易に想像できる。中国沿海部に進出済みの日系企業の一部には、内陸部にその活路を求める動きもあるが、内陸部は人材確保という面でこそ沿海部より安定しているものの、労賃はそれなりのレベルに上昇している。移転による物流コストの増加等も考慮すれば、内陸投資のメリット感はさらに薄まっていく。内陸省・市の地元政府も、将来性が高く税収も期待できるハイテク産業の誘致を好む傾向にあり、付加価値の低い労働集約型の輸出型企業にとっては満足のいくビジネス環境とは言い難い。

こうして、必要な規模の人材確保ができるか、という広義の労働コストも含めた中国拠点のリスクヘッジ、あるいは拠点の分散（追加設備投資も含む）が課題というビジネス環境がここ数年続くなか、人気の投資先候補であったタイにおける洪水発生により、拠点や調達先の分散が喫緊の課題となった。さらに ASEAN 各国で労賃の上昇が顕著となってお

【図表2】 各国における名目賃金変化率の推移



(注)インドネシアは製造業の平均名目賃金、マレーシアは製造業1人当たり平均年間給与支払額、フィリピンは非農業部門の日額最低賃金、タイは月額平均賃金、ベトナムは最低賃金(1種)、中国は年間平均名目賃金の変化率。  
(資料)CEIC

り、安価なワーカーコストを魅力としてきたベトナムも、数年後には中国とほぼ同レベルに達するとの予測もある。かかる状況下、いまだ特段の条件やハードルを課すことなく、「輸出加工企業」というだけで優遇措置を提供し続けている、今まではどちらかと言えばその存在すら忘れ去られていたフィリピン

に注目が集まったと言える。

**日系企業の進出動向**

フィリピンへの最近の日系企業進出事例は図表3の通りである。中にはユニクロのファーストリテイリング、ライオンといった現地消費マーケットの拡大に期待した動きも見られるが、圧倒的多数を占めるのは輸出を念頭に置いた製造業企業で、華南地域を主力生産拠点とし

【図表3】 最近の主な日系企業フィリピン進出事例

社名	設立時期	形態	事業内容
戸田建設	11年07月	合弁会社	総合建設業
村田製作所	11年09月	合弁会社	電子部品・電子機器の生産
スターツコーポレーション	11年11月	現地法人	不動産仲介事業
キヤノン	11年12月	現地法人	レーザープリンター、付属品・部品の製造
古河電気工業	12年01月	現地法人	自動車用ワイヤーハーネスの製造販売
ファーストリテイリング	12年01月	合弁会社	カジュアル衣料販売
ブラザー工業	12年02月	現地法人	インクジェットプリンター・複合機の部品製造販売
ライオン	12年02月	合弁会社	歯磨・歯ブラシ・シャンプー等
大林組	12年03月	業務提携	総合建設
富士フィルム	12年09月	現地法人	イメージング、メディカル、グラフィック各製品の輸入・販売・技術サービス
バンダイナムコグループ	12年10月	現地法人	カプセル玩具商材、フィギュア等の生産
セメダイン	12年10月	現地法人	接着剤・シーリング材及び関連商品の製造・販売
富士フィルム	13年06月	現地法人	デジタルカメラ・プロジェクター・監視カメラの光学レンズの加工・組み立て

(資料)各種報道、各社プレスリリースなど

てきた電機・電子関連の輸出型大手企業の新規進出も目立っている。プレスリリースなどによると、その大方が特に安い労賃を求めるということではなく、豊富な労働力に期待したものであることも特徴の一つであろう。

## フィリピン投資の魅力

改めて日系企業の関心が高まるフィリピンであるが、セミナーで講師陣が繰り返し述べていた通り、その魅力を端的に示すキーワードは「豊富な労働力」と「PEZA<sup>1</sup>への高い評価」という2点に集約される。

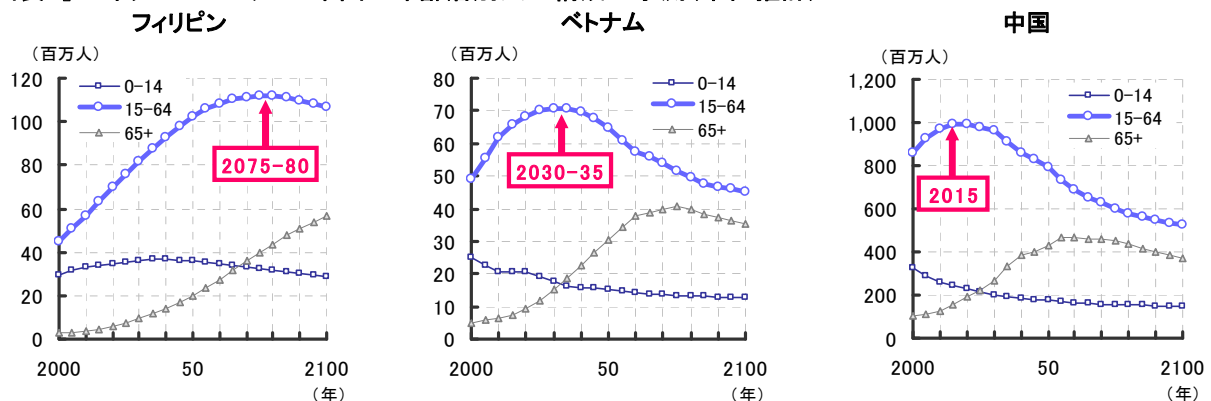
### 1) 豊富な労働力

2010年の国連統計によると、フィリピンはASEAN主要国のなかでも合計特殊出生率が高く、生産年齢人口(15~64歳)は2075~80年まで増加が継続と予測されている(図表4)。2015年頃にピークを迎えるとみられる中国や、若年層の多さで有名なベトナムでさえ2030~35年をピークに減少に転じるという状況下、若い世代が増え続けていくフィリピンは大いに魅力的に映る。無論、国が経済発展していくにつれ、物価や労働コストはある程度上昇して

いくと思われるが、この需給のバランスを考えれば「先のことは分からないが、大きく上がることはないだろう」(リマ工業団地・佐藤氏)という予測にも納得がいく。最低賃金レベルでワーカーが雇えること、法定労働時間が1日8時間、週48時間で、残業代不要で土曜日も操業できること、社会保険料などの雇用主負担水準が高くないこと、労働争議やストライキがほとんど見られないこと——など、あらゆる方面において労働コストが抑えられると言えよう。

また、上記のような労働力やコストに加え、忘れてならないのは「現場のオペレータークラスまで英語での意思疎通が可能」(テルモフィリピンズ・滝澤氏)というメリットであろう。今後ますます企業のグローバル化が加速していくにつれ、社内外コミュニケーションなどの観点からも、言語面でのメリット感は上昇していくものと思われる。どちらかと言えば相対比較によりフィリピンを評価するのが現状であるが、むしろグローバル化を進めるうえでは「他国にない魅力」としてとらえられ、グローバル化の進展によって積極的な評価に変わっていくのではなかろうか。

【図表4】 フィリピン・ベトナム・中国の年齢層別人口構成の予測(中位推計)



(注) 囲みは各国の生産年齢人口(15~64歳)ピークの予測。(資料) United Nations, *World Population Prospects: The 2010 Revision*

<sup>1</sup> Philippine Economic Zone Authority=フィリピン経済区庁

## 激変するアジアの投資環境とフィリピンの位置づけ

ジェトロ・マニラ事務所 所長 伊藤 亮一

アジア(フィリピン、ベトナム、タイ、インド、インドネシア、マレーシア)各国に展開する日系企業経営者を対象としたアンケートで、フィリピンは人件費や賃料の高騰、土地・事務所の不足に悩む経営者の割合が最も低いことが明らかになっている。特に従業員の賃金上昇率(見込)は、アジア各国の中でマレーシアに次いで2番目に低く、ワーカーへの年間給与支払額も3番目に低い。実際に、最低賃金でも未だ、ワーカーの雇用が可能であるのはフィリピンぐらいだろう。一般ワーカーを採用難と感じている企業も最も少ない 3.2%にとどまるほか、従業員の定着率、労働者の質への不満、品質管理の難しさ(製造業)についても、問題視する回答比率が一番低い。



他方、フィリピンにおける経営上の問題点を指摘する声は他国と比べて相対的に少ない。その中で、あえて挙げるならば「インフラの未整備」となる。ただ、ベトナムやインドが抱える停電が発生する、高速道路がないといった次元の話ではない。フィリピンの場合、マニラ首都圏近郊で停電はない。工業団地から高速道路も延びている。問題点として指摘されているのは電力料金が安い、高速道路が空港や港までつながっていないため時間ロスが生じ非効率である、ということだ。治安も、駐在員が普通の生活をしている限り、危険な目に遭遇することはない。JETRO では 11 月 11～14 日に、製造業および BPO (Business Process Outsourcing) を模索する IT 企業を対象とした投資ミッションの開催を予定している。こうした機会を利用し、実際に今のフィリピンを見て、その可能性を確かめていただきたい。

### 2) PEZA

PEZA は投資促進、雇用創出、輸出振興を目的として組織された政府機関で、しばしば汚職や賄賂が取りざたされる政府の中で、デリマ長官のもと、「賄賂・汚職ゼロ」を実践していることで広く知られている。

PEZA の管轄する経済区で享受できる主な優遇措置は図表5のとおりで、法人税は4年から最長8年間、免除されるほか、「プロジェクト」ごとに優遇措置が適用されるため、ケースによっては複数回、その恩恵を享受することも可能だ。また、ハイテク認定を優遇措置適用の前提とした中国とは異なり、単純な輸出加工企業についても一定条件のもと、

PEZA 域内での輸出を行うことで優遇措置の適用対象としている。

さらに金銭的な優遇ではないものの、PEZA のノンストップ・サービスは大きな魅力の一つであろう。各省庁の出先機関を1カ所に集約して手続きの簡便化を図るワンストップ・サービスは各国で進められており、特に制度自体の目新

[図表5] PEZA の主な優遇措置

項目	優遇措置
法人所得税	4年間、最長8年間免除。その後、総利益の5%の優遇特別税
付加価値税(VAT)	公共料金含め免除
地方税	免除
関税	輸入資本財、部品、原材料の関税免除
国内販売	総売上の30%まで国内販売が可能
外国人雇用	従業員の5%まで外国人雇用が可能
ビザ	外国人投資家・家族のための特別ビザ発給

(出所)PEZA



### なぜフィリピンに進出し、拡張を決めたのか？

テルモフィリピンズ 社長 滝澤 眞己

当社は既に売上の51%が欧米を中心とした海外であるなど、海外売上高の割合がどんどん増加しており、アジアでの物づくりへの取り組みを強化している。フィリピン工場は、マニラ首都圏から南に44km、高速道路で約40分程度のところにあるPEZA工業団地の一つ、ラグナテクノパークに位置する。主に針・注射器を生産、世界30カ所へ輸出しており、過去10年の出荷数は約12倍に、従業員も約2,000名まで増員した。

フィリピン進出、および拡張を決めたのは、①PEZA企業に対する各種優遇、②現場のオペレータークラスまで英語が通用すること、③安価かつ安定した労働力、④堅調な経済成長、⑤地理的メリット——などの理由による。フィリピン工場は当社欧米工場以外で最も早い段階から米FDA(日本の厚生労働省に相当)の許認可を取得しているが、これも現場レベルまで英語が堪能で、FDA監査に当たり組織全体がスピーディーかつ的確に対応できるためと考えている。また、通訳を介さず、ダイレクトにコミュニケーションできることで、業務効率向上にもつながっている。

一方、フィリピンのネックは、割高な電力コストや、転職率の高さ。当社では特に、入社3~4年目の技術・技能職スタッフに対する海外(中東、オーストラリア等)からの引き抜きが多く、頭を悩ませている。もちろん、優秀人材のつなぎ止めにはかなり神経を使っているが、結局、ローカルアソシエイトと常に良いコミュニケーションができていくか、というのがカギになろう。

しさは感じられないが、PEZAの掲げるノンストップ・サービスは文字通り、週7日間24時間体制で企業をサポートするという政府のコミットである。例えば中国では、春節や国慶節など長期の祝祭日やその前後は当局担当者が不在で物事が進まないといったことがままあり、それを織り込んでスケジュールを

するなど、進出企業へのスピーディーかつきめ細かいサービスを実践しており、実際、PEZAのサポートの恩恵を受けた企業も少なくない。こうした当局の体制、また進出企業を「パートナー」ととらえる親身な姿勢は、数字には表れないメリットと言えよう。

### 問題点

他方、フィリピンへの投資検討にあたっては、電力料金が高いこと、裾野産業が育っておらず現地調達に限界があること、海外への出稼ぎによる技術者等も含めた離職率の高さ——等、問題点も少なからずある。このうち、電力問題は時間がかかる可能性はあるものの、電力会社の誘致など政府当局も対策を講じている。裾野産業はベトナムがそうであったように、大手セットメーカーの進出によって徐々に改善されていくとみられ、昨今のフィリピンへの投資傾向からも、



PEZAの優遇制度について説明する  
デリマ長官

想定することが一般化している。一方、フィリピンではデリマ長官自らが「最速で解決する。問題があったら自分に連絡を」と公言



## 投資先フィリピンの魅力 なぜ、今、フィリピンなのか？

丸紅が開発・運営するリマ工業団地 佐藤 観

日系製造業が集中するのはマニラ首都圏から南 65km 圏内で、全体の 70%、約 360 社に上る。長らく製造業の投資が低迷していたが、2009 年頃より進出済企業の拡張、11 年より大手製造業による新規投資が活発化し、電機・電子、ワイヤーハーネス、半導体などが進出を果たしている。電機・電子産業ではプリンターのセイコーエプソンが拡張、キヤノンおよびブラザー工業が新規設立を発表した。特に昨今は労働力確保に悩む中国・ベトナムに進出済みの日系セットアップ・メーカーから問い合わせ、進出が急増している。一方で、当地の裾野産業は未成熟であるため、日系部品産業の進出余地は高いだろう。



フィリピンの魅力は①PEZAの恩恵(税制面、取引サポート等)に加え、②2055年まで若年層が増加を続ける人口構成である。潜在ワーカー人口(20歳代女性)は10年後に17%増、20年後には25%増と見込まれる。法定最低賃金の上昇率も他国に比べ緩やかで、今後の人口増加を考慮すると急激な上昇は想定しづらい。1日8時間、週48時間労働(土曜は平日扱い)で、ストライキもほぼ皆無であるというのも、労働集約型産業にとっては魅力的だろう。ただ、PEZA登録を受けない場合の進出のハードルは高く、売上の30%以上を国内販売目的とする場合、PEZAの恩恵を享受できないことに留意されたい。フィリピンの治安等にご懸念をお持ちの方も多いと思うが、実際には治安面で不安を感じることはない。ぜひフィリピンに来て、見て、感じて欲しい。

改善ペースが上昇していくことが期待されている。

他方、現地日系企業代表として講演した邦人講師陣が口をそろえて言っていたことに、人材つなぎとめの難さ、従業員とのコミュニケーションの重要性があった。技術・管理系の優秀なスタッフの不足と離職率の高さは各国拠点共通の課題であるが、海外への出稼ぎが一般化し、物理的・心理的ハードルが低いフィリピンではなおさら、この点に留意する必要がある。なお、邦人講師陣によると、治安については、普通の暮らしをしている中で危険を感じたことはないとのことであった。

### まとめ

厳しいグローバル競争にさらされる製造企業の間では昨今、ミャンマーなど ASEAN 新興国への期

待が急速に高まっている。一方、コストの安さを求め、いちごっこのように次から次へと投資先を求めてさまよう企業の姿には、長期的戦略における漠然とした懸念と焦燥感も見受けられる。

当面続くであろう労働力の豊富さ、ビジネスのグローバル化における英語力への評価、PEZAの積極的な誘致姿勢、ASEAN 域内における拠点の分散ニーズなど、次なる投資先を求める輸出型企業にとって多くのメリットを有するフィリピンが、目先の利益にとどまることなく、長期的に有望な投資先として、多くの日系企業にその魅力を評価されることを期待したい。



# アジアの景気動向への 意識を高める日本企業(3)

～アジアビジネスに関するアンケート調査より～

酒向 浩二 みずほ総合研究所

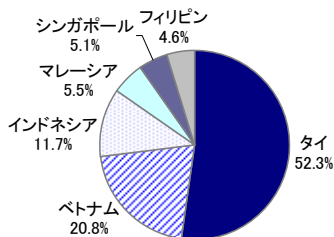
みずほ総合研究所では 1999 年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は、11 年度調査(12 年2月実施、4,767 社中 1,243 社から有効回答)結果を 10 年度調査(11 年2月実施、5,137 社中 1,416 社から有効回答)と比較したうえでまとめたものである。最終回となる第3回は、ASEAN で日系企業の注目度が相対的に高いタイ・ベトナムを中心とする日系企業の現状と見通しや、グローバル展開における注力地域についての調査結果をお伝えする。

## 1. ASEAN 拠点の現状と今後の取り組み

### (1) ASEAN で最重視する拠点はタイ

今回調査<sup>1</sup>では、日本企業の関心が高まっている ASEAN における拠点の現状と今後の取り組みについても聞いた。ASEAN に拠点を設置していると回答した企業 202 社に域内での最重視拠点を質問したところ、タイが最高で、これにベトナム、インドネシアが続いた。(図表1)。日本企業はインフラ整備や産業

[図表1] ASEAN 最重視拠点の設置状況

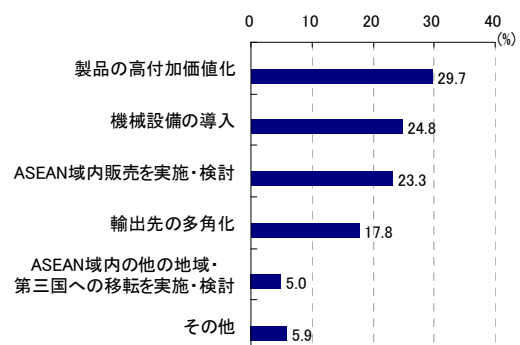


<sup>1</sup> 対象は、中国、NIES(韓国、台湾、香港、シンガポール)、ASEAN5(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)、インドの 11 カ国・地域。

集積の程度で優位性のあるタイを最重視しており、次いで人件費の安いベトナム、市場規模の大きいインドネシアを重視していることが明らかになった。

中国ほどではないものの、ASEAN 各国でも労働コストが上昇している。進出企業に対応策を聞いたところ、首位は「製品の高付加価値化」で、これに「機械設備の導入」、「ASEAN 域内販売を実施・検討」が続いた(図表2)。一方、「ASEAN 域内の他の地域・第三国への移転を実施・検討」は低率にとど

[図表2] ASEAN における生産コスト上昇の対応策(複数回答)



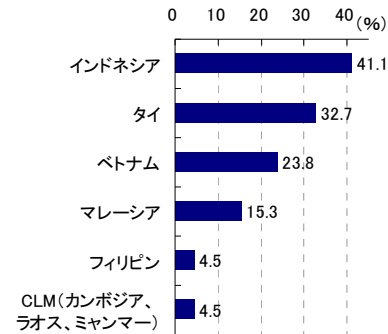
まり、移転よりも生産性の向上と販売強化でコスト上昇に対応する方針のようだ。

さらに「今後2～3年、市場開拓を強化する地域」を尋ねたところ、首位はインドネシアで、これにタイ、ベトナム、マレーシアが続いた(図表3)。ASEAN経済・人口の約4割を占めるインドネシアは市場開拓先として最も注目を集めており、タイとベトナムも市場としての期待が比較的高い様子がうかがえる。日本企業の最重視拠点はタイが回答の過半を占めたことを勘案すると、タイを中核拠点に据えながら、インドネシアなどの周辺国<sup>2</sup>へも製品・部品供給を行っているケースが多いと考えられる。

**(2) 狙いは、タイで「ASEAN 域内販売」、ベトナムで「ASEAN 域外輸出」**

日系企業が ASEAN 拠点のなかで重要視する割

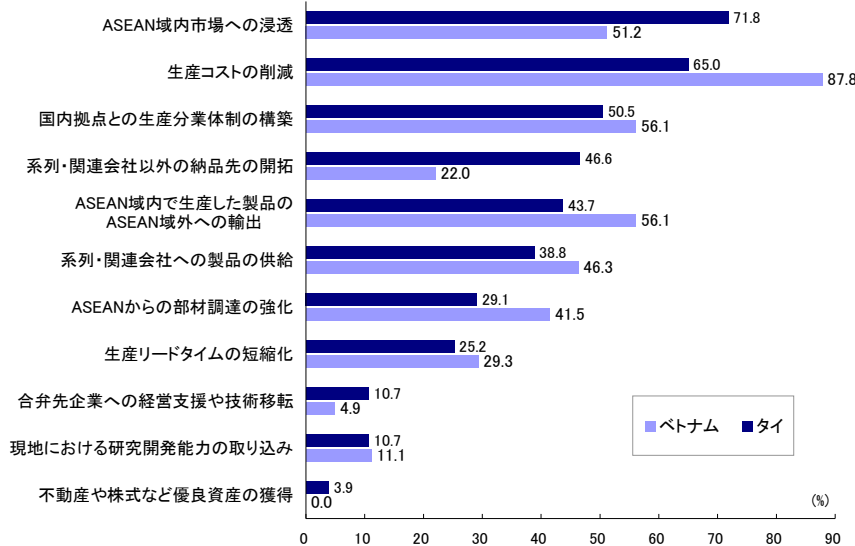
**[図表3] 今後2～3年、市場開拓を強化する地域(複数回答)**



合が高く、また、コスト上昇が続く中国からの移転先としても関心の高いタイとベトナムにスポットをあて、進出企業の動向をみる。

「進出時の狙い」を聞いたところ、タイでは「ASEAN 市場への浸透」の回答率が約7割で1位、これに「生産コストの削減」、「国内拠点との生産分業体制の構築」が続いた(図表4)。ベトナムでは「生産コストの削減」が同約9割弱で1位、次いで

**[図表4] 進出時の狙い(複数回答)**



(注)タイ拠点の進出時の狙いとして回答率の高い順。

「国内拠点との生産分業体制の構築」と「ASEAN 域内で生産した製品の ASEAN 域外への輸出」が2位となった。タイでは ASEAN 域内への販売が重視されている一方、ベトナムでは生産コスト削減を最優先しつつ ASEAN 域外向けの輸出が重視されている様子がうかがえる。

<sup>2</sup> 2010年1月にASEAN域内では先行6カ国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ)のFTAが発効、2015年までに残る4カ国(ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)も参画する予定で、ASEAN域内関税は撤廃されつつある。

(3) 経営上の最優先課題は「販売シェア拡大」

「進出時の狙いが達成できたかどうか」について達成DI<sup>3</sup>を見ると、タイでは、進出時の狙い1～3位の「ASEAN域内市場への浸透」、「生産コストの削減」、「国内拠点との生産分業体制の構築」をはじめ全般的にDIは高く、進出時の目的を達成している日本企業が多いようだ(図表5)。一方のベトナムでは、進出目的の1・2位を占めたコスト削減や生産分業体制の構築に関する達成DIは高いものの、「ASEAN域内で生産した製品のASEAN域外への輸出」はやや低いほか、「ASEANからの部材調達強化」はマイナスで、産業集積の遅れに伴う部材調達の難航が、輸出拠点としての機能を高めるうえでの障壁となっている可能性がある。

【図表5】 進出時の狙いと達成状況(複数回答)

(%, %ポイント)		達成できた	やや達成できた	どちらともいえない	やや達成できていない	達成できていない	DI
ASEAN域内市場への浸透	タイ	17.6	44.6	20.3	9.5	6.8	45.9
	ベトナム	9.5	23.8	38.1	9.5	14.3	9.5
生産コストの削減	タイ	29.9	49.3	11.9	6.0	0.0	73.2
	ベトナム	25.0	44.4	13.9	8.3	8.3	52.8
国内拠点との生産分業体制の構築	タイ	26.9	48.1	13.5	7.7	1.9	65.4
	ベトナム	13.0	34.8	43.5	0.0	4.3	43.5
系列・関連会社以外の納品先の開拓	タイ	14.6	43.8	20.8	10.4	6.3	41.7
	ベトナム	0.0	55.6	11.1	22.2	11.1	22.3
ASEAN域内で生産した製品のASEAN域外への輸出	タイ	22.2	44.4	11.1	11.1	8.9	46.6
	ベトナム	21.7	30.4	13.0	8.7	26.1	17.3
系列・関連会社への製品の供給	タイ	32.5	32.5	25.0	5.0	0.0	60.0
	ベトナム	26.3	36.8	15.8	10.5	10.5	42.1
ASEANからの部材調達の強化	タイ	23.3	26.7	20.0	13.3	3.3	33.4
	ベトナム	0.0	23.5	41.2	23.5	11.8	▲ 11.8
生産リードタイムの短縮化	タイ	26.9	53.8	7.7	7.7	0.0	73.0
	ベトナム	8.3	33.3	41.7	8.3	8.3	25.0
合併先企業への経営支援や技術移転	タイ	16.7	33.3	33.3	16.7	0.0	33.3
	ベトナム	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0
現地における研究開発能力の取り込み	タイ	18.2	36.4	9.1	9.1	9.1	36.4
	ベトナム	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0
不動産や株式など優良資産の獲得	タイ	0.0	33.0	33.0	33.0	0.0	0.0
	ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注1) タイ拠点の進出時の狙いとして回答率の高い順。  
 (注2) 最多回答および二番目に多い回答を網掛。

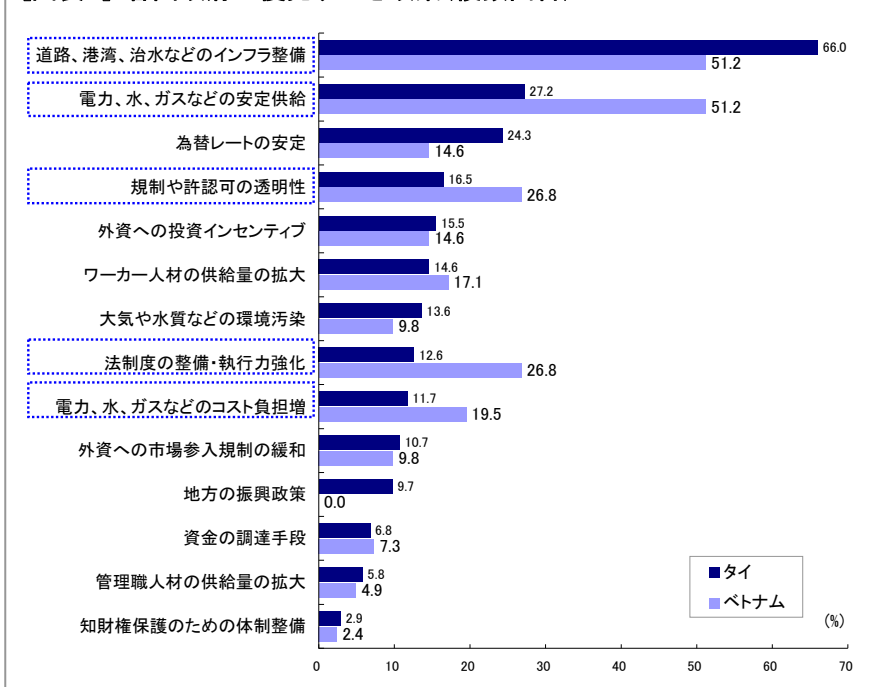
拠点における「経営上の課題」では、タイ・ベトナムのいずれも「ASEAN 市場での販売シェア拡大」、「ASEAN 拠点における人材の育成」、「生産性の向上によるコスト削減の推進」、「現地調達率向上によるコスト削減」の4項目が上位となった。両国を比較すると、タイではASEAN 域内販売をより重視する

回答が多いのに比べ、ベトナムでは、低コストかつ ASEAN 域外輸出をより重視する回答が多くなった。

(4) 投資環境は労働供給や自然災害に懸念

「投資環境が、今後2～3年どのような方向に変化するか」について改善DI<sup>4</sup>をみると、タイ、ベトナムの両国とも「道路、港湾などのインフラ整備」・「電力、水、ガスなどの安定供給」の2項目いずれもプラスかつ高水準となった。

【図表6】 各国政府が優先すべき政策(複数回答)



<sup>3</sup> (「達成できた」+「やや達成できた」) - (「やや達成できていない」+「達成できていない」) で求めた。

<sup>4</sup> (改善・進展) - (悪化・後退) で求めた。

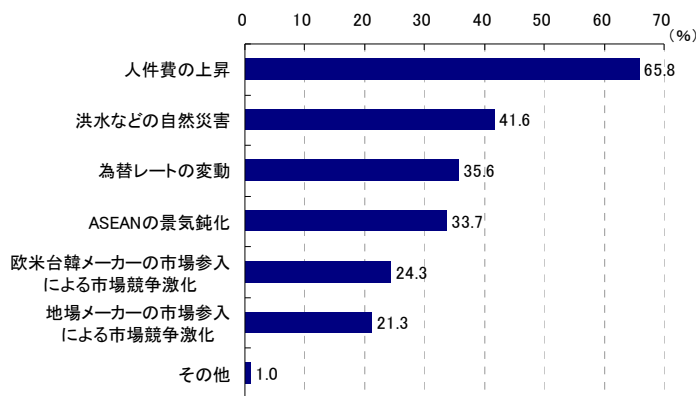
一方で、タイで「ワーカー人材の供給量の拡大」の改善DIが低水準であった点は気掛かりである。さらにベトナムは従来からの為替変動や人材不足といった問題に加え、環境汚染や公共料金上昇といった懸念も高まっている点には留意が必要であろう。

「投資環境について、各国政府が優先すべき政策」としては、11年度下期の洪水被害拡大を受けたタイでは「道路、港湾、治水などのインフラ整備」の回答率が最も高くなった(前頁図表6)。一方のベトナムは、「道路、港湾、治水などのインフラ整備」と「電力、水、ガスなどの安定供給」の回答率が共に5割と高かったことに加え、タイに比べ「規制や許認可の透明性」・「法制度の整備・執行力強化」など

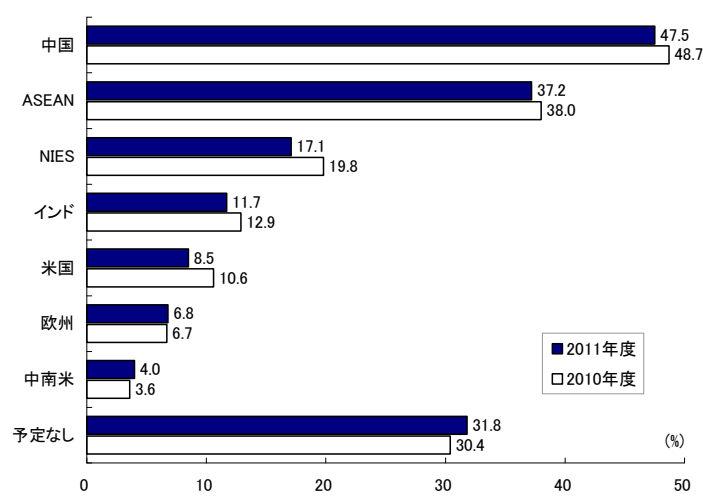
を望む声も根強いようである。

このほか、ASEAN 進出全企業に今後2~3年の間に懸念材料を聞いたところ、「人件費の上昇」の回答率が65.8%で最も高く、多くの企業が人件費上昇による生産コスト増大への懸念を強めていることがうかがえた(図表7)。現時点で他地域への移転を検討する企業は少数だが、今後、労賃の低いCLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)などへの関心を高める可能性はありそうだ。また日本企業がASEANで最重視するタイで発生した洪水は、タイ集中投資に対する経営リスクと認識されており、今後はタイを中核拠点と位置づけつつも、市場拡大が期待できるインドネシアやベトナムなどへの分散投資が徐々に進むことも予想されよう。

【図表7】 今後2~3年、ASEANビジネス上の懸念材料(複数回答)



【図表8】 今後最も力を入れていく予定の国・地域(複数回答)



投資が徐々に進むことも予想されよう。

## 2. 国際ビジネスを展開する上での注力地域

### (1) 中国・ASEAN 重視の姿勢は不変

日本企業の国際ビジネスにおけるアジアの位置づけを概観するために、全回答企業1,243社に「今後、最も力を入れていく予定の地域」を質問したところ、前回調査と同じく、中国をトップに、ASEAN、NIES、インド、米国、欧州、中南米の順となり、アジア重視の姿勢は揺るがなかった(図表8)。

また各国・地域の注力理由を求めたところ、上位国・地域の重視理由はいずれも「現地市場の拡大動向」であった。ただ、次点をみると、中国とNIESは「部品や原材料の調達の容易さ」、ASEANは「日本や第三国への輸出拠点の確保」、インドは「納品先企業等取引先の進出要請」と、地域によ

り注力の背景が異なる傾向がみられた。

業種別にみると、10業種中7業種で中国が1位となった(図表9)。一方で ASEAN は、「輸送機械」・「非鉄」・「鉄鋼」の3業種で1位と、全業種で中国が1位であった前回と比べ、ASEAN 重視の傾向にある。回答率の上昇も、ASEAN の6業種に対し中国は3業種にとどまり、日本企業の ASEAN シフトがうかがえよう。インドは、低水準ながらも「化学」・「精密機械」など4業種で回答率が高まっており、こうした業種に市場開拓が進む萌芽があるようだ。

時系列<sup>5</sup>では、「中国」が初回調査(99年度)から一貫してトップであるなど、大きな変化はみられなかった(図表10)が、市場規模が限られるNIESの重要性が低下している半面、それに代わるかのように、市場拡大期待の高い「インド」が緩やかな上昇傾向を続けている。一方、「米国」と「欧州」は初回から低下基調が続く。特に金融危機以降の欧米景気の低迷で、日本企業のアジア重視は定着したといえ

【図表9】業種別・企業規模別にみた「今後最も力を入れていく予定の地域」(複数回答)

(%)	中国	ASEAN	NIES	インド	米国	欧州	中南米
化学	70.4	43.2	23.5	18.5	7.4	9.9	7.4
前回調査比	▲4.9	3.4	▲5.5	0.2	▲0.1	5.6	5.2
精密機械	74.3	37.1	20.0	28.6	14.3	11.4	8.6
前回調査比	5.9	▲20.8	▲27.4	4.9	▲17.3	▲9.7	▲1.9
繊維	58.7	34.8	15.2	2.2	4.3	4.3	2.2
前回調査比	▲6.8	▲8.3	1.4	▲9.9	▲6.0	▲4.3	0.5
一般機械	55.7	48.5	30.5	19.8	10.2	9.0	6.6
前回調査比	▲4.0	4.5	7.5	▲0.1	2.3	1.1	1.9
電気機械	57.0	39.7	20.5	10.6	13.9	9.9	4.0
前回調査比	4.4	2.5	▲2.6	▲2.9	1.1	1.6	0.8
非鉄	35.9	38.5	15.4	15.4	10.3	10.3	5.1
前回調査比	▲14.1	▲11.5	▲14.6	▲7.1	▲7.2	0.3	▲9.9
鉄鋼	35.7	38.1	7.1	21.4	14.3	2.4	11.9
前回調査比	▲12.0	1.7	▲13.4	▲8.1	▲1.6	▲2.1	5.1
輸送機械	45.7	63.0	8.7	28.3	10.9	8.7	6.5
前回調査比	▲1.0	16.3	2.0	8.3	▲2.4	6.5	▲2.4
食料品	43.4	21.4	10.3	2.8	9.0	3.4	0.0
前回調査比	▲0.6	▲4.8	▲8.7	▲0.2	▲4.1	▲2.0	▲3.0
金属製品	39.5	41.5	15.6	14.3	7.5	6.1	3.4
前回調査比	0.6	1.9	▲2.5	3.9	▲0.1	▲2.2	0.6

(注)業種のなかで最大の回答率があつた部分を網掛けし、二番目を斜線で示した。

るだろう。それゆえに、売上を左右する中国を含めアジアの景気動向に敏感になるとともに、人件費上昇にも神経を尖らせているといえそうだ。

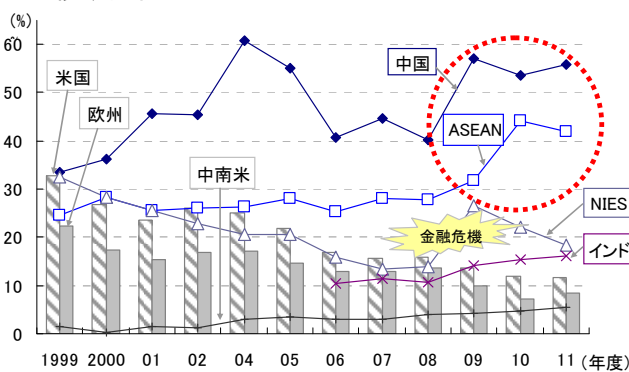
**最後に～アジアの景気動向への意識を高める日本企業～**

11年度の欧米債務問題による世界経済減速と、東日本大震災やタイ洪水によるサプライチェーンの断絶、円高の進行と、厳しい環境下で実施された今回調査であるが、ポイントは以下の通りである。

第1に、日本企業のアジアビジネスにおいては、急速な円高基調にもかかわらず「輸出を行っている」という項目の回答率が高まった点である。この要因として、日本企業のアジア市場開拓の積極化に加え、生産拠点のアジアシフトで素材・設備・部品などの納入先のアジア全域への拡大があげられる。今後は、コスト競争

力維持のため現地生産に切り替える日本企業が増える可能性がある。

【図表10】日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」のトレンド(複数回答)



(注1)「インド」は2006年調査よりアンケート質問対象に加えたため、2005年以前のデータはない。  
(注2)時系列データの扱いについては脚注4参照。

<sup>5</sup> 本稿における時系列分析は、「資本金5,000万円以上の製造業」に統一したうえで活用している。そのため、08～11年度データについては、日本企業の分析で採用している「資本金1,000万円以上の製造業」の調査結果とは値が異なる。

第2に、11年度・12年度のアジアにおける売上は、増加を維持するも、伸び率は徐々に鈍化していくとみる企業が多かった点である。特に前回調査に比ベインドと中国で大きく下振れした。両国とも成長率の鈍化が見込まれていることが影響していると考えられよう。

第3に、アジア拠点の収益満足度が低下した点である。特にDIの低下幅が大きかったのはASEAN拠点で、タイ洪水による操業停止によって満足度が急落したとみられる。さらに中国拠点では、DIがマイナスとなった業種が前回の10業種中2業種から4業種に増えており、景気減速の影響が、多業種に広がりがつある様子がうかがえた。

第4に、販売シェア拡大が経営課題としての優先度を高めていた点である。アジアの成長率が減速基調という経営環境の下、日本企業は収益を確保するため、アジア市場における販売シェア拡大に取り組んでおり、高成長を維持する中国内陸部やASEAN市場、さらにはインド市場への関心を高めているようだ。

最後に、日本企業のアジア重視姿勢が定着するとともに、景気動向への意識が高まってきた点である。金融危機以降、日本企業のアジア重視の姿勢は定着した感があるが、同時に、売上に直結する景気動向や生産コストに直結する人件費動向に対して、従来以上に神経を尖らせるようになってきている。このことは、日本企業がアジア市場開拓に本腰を入れて取り組んでいることの証左ともいえるだろう。

【編注】本稿は、酒向浩二「アジアの景気動向への意識を高める日本企業～2012年2月アジアビジネスアンケート調査結果」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2012年5月28日)の抜粋・転載です。原文は下記をご参照ください。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report12-0528.pdf>



## 【India】インドの税制 第40回

# 移転価格税制事前確認制度 (APA 制度)の導入

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

### 1 はじめに

2012年3月に発表されたインド国家予算案における税制改正の目玉の一つであった、移転価格税制に関する事前確認制度(Advance Pricing Agreement Program以下、「APA制度/APA」)が12年7月1日より導入された。APAに関する事務運営要領の作成権限は中央直接税務局(Central Board of Direct Taxes、以下「CBDT」)に与えられており、CBDTは同年8月30日、インド所得税法施行規則(Income Tax Rules)の改正という形でAPA制度の実務運営要領を発表<sup>1</sup>した。

インドにおける移転価格税制は01年4月の導入以降、約10年が経過し、ここ数年は税務当局のアグレッシブな課税姿勢が明確になってきている。日系企業においても移転価格税制に関する税務調査の対象となる企業が増加するとともに、税務当局による更正を不服として税務裁判・調停手続きに入る企業も増加しており、移転価格税制に関するリスク管理はインドでビジネスを行うに当たり重要な要素となっている。

今回のCBDTによる事務運営要領の発表により、具体的なAPA制度の運用が始まることとなり、

APAが対象とした取引に重要な変更がない限り、最長5年間有効な事前確認制度が手当てされることになる。これは移転価格リスクにさらされている企業にとって待ち望まれていたものであり、APA制度を活用することによって移転価格リスクを未然に防止することが可能となることが期待されている。本稿では、インドAPA制度に関する実務運営要領の主要な内容および特徴について概説する。

### 2 インドAPA制度の特徴

APA制度は、移転価格税制の対象となる国際取引を行っている、または行う予定のいかなる「者」(個人、法人含む)による申請が可能とされている。

「ユニラテラルAPA(一国内APA)」すなわち国際取引当事者一方とその所在する国の当局とのみで行うAPA、「バイラテラルAPA(二国間APA)」、「マルチラテラルAPA(多国間APA)」すなわち当事者双方がそれぞれの所在地国の当局とで行うAPA、いずれも適用可能である。ユニラテラルAPAは国税庁国際税務担当長官(Director General of Income Tax(International Tax))、以下「DGIT」)に対して申請を行い、バイラテラルAPA・マルチラテラルAPAは中央政府に権限を与えられた当局に対して申請を行う。

<sup>1</sup> Notification No. 36 of 2012, CENTRAL BOARD OF DIRECT TAXES, DEPARTMENT OF REVENUE, MINISTRY OF FINANCE, GOVERNMENT OF INDIA



APA で合意した「重要な前提 (Critical Assumption)」に変更があった場合には、当局、納税者のいずれもが当該 APA に拘束されないこととなる。「重要な前提」とは、それが変更されることにより、すべての当事者が当該取引を合意どおりに実行することができなくなるほどの影響を与える要素、前提を指す。

また、APA の申請を検討する者は、申請書「3 CEC」を DGIT へ提出することにより事前相談を行うことが可能となっており、例えば以下のような相談を行うことができる。

- a) APA 対象取引範囲の決定
- b) 移転価格上の問題点の特定
- c) 対象取引について APA を申請することが妥当であるかどうか
- d) APA により合意すべき主な内容

事前相談は APA の申請を検討する者や取引相手先等の関連者の名称を開示することなく匿名にて行うことも可能である。ただし、APA の申請を検討する者を代表して当局と事前相談を行う者の情報は開示する必要がある。

なお、インド税務当局の APA チームには経済学、統計学、法律その他の専門家が含まれる。

### 3 APA の申請プロセス

APA の申請は、申請書「3CED」を DGIT(ユニラテラル APA の場合)もしくは中央政府に権限を与えられた当局(バイラテラル APA、マルチラテラル APA の場合)へ提出するとともに、申請費用を支払うことにより行う。「3CED」上で開示が必要とな

る主な情報は以下のとおりである。

- a) APA の申請者および取引相手方となる国外関連者の企業情報
- b) 国際取引の概略図およびその内容(取引規模、取引および資金の流れ、金額情報等、取引に価格設定に影響を及ぼすもの)
- c) 申請者および国外関連者の APA 対象取引における機能リスク分析の詳細
- d) 現在および APA にてカバーされる将来期間における、申請者の研究開発計画、マーケティングなども含めたビジネス戦略、将来計画、市場・産業トレンド
- e) 関連するすべての取引についての契約書の写し(価格決定、コストシェアリング、ライセンス、ディストリビューターシップなど)
- f) APA 対象取引に関わるすべての国についての市場・産業分析
- g) 適用法規に関する情報
- h) APA 対象取引について申請者および国外関連者が適用している、過去3年間(あるいは妥当なビジネスサイクル期間)の移転価格算定方法等
- i) インド国内における関連税務調査、税務訴訟等の情報
- j) インド側および国外関連者における税務調査が行われていない年度に関する情報および関連する税務、法務上の問題点等

APA 申請費用は以下のとおりである。

APA 対象となる国際取引の金額	金額 (INR)
10 億 INR を超えない金額	100 万
20 億 INR を超えない金額	150 万
20 億 INR を超過する金額	200 万

(注) INR=インドルピー

APA 申請期限は、既に開始されておりかつ継続的に行われる国際取引に関しては、APA 対象年度の最初の事業年度開始前日までに行う。それ以外の取引(すなわち新規の取引)に関しては取引開始日までに申請を行う必要がある。申請者は APA が合意される前であれば、いかなるタイミングにおいても申請を取り下げることができる。取り下げは申請書「3CEE」を提出することにより行うが、申請費用の返却はされない。APA 審査の過程においては、当局による申請者の会社等への訪問、申請者との面談、追加の資料提出要求等が実施される。APA は CBDT による審査終了後、中央政府の承認により成立する。

バイラテラル APA およびマルチラテラル APA の場合、APA 対象取引の相手方となる国外関連者も相手国側の税務当局に対して申請を行う必要がある。その後インド側当局が相手国側の当局と協議を開始する。ただし、APA の申請者は当局間の協議に直接参加することはできない(一方で申請者はインド側の税務当局と協議することはできる)。

バイラテラル APA およびマルチラテラル APA の場合、申請者は当局間で合意された内容を通知されてから 30 日以内に、合意内容を受け入れるか否かについて回答を行う必要がある。なお、合意内容を受け入れることができない場合には、申請者は APA 申請を取り下げるか、もしくはユニラテラル APA として手続きを継続することができる。

#### 4 APA 成立後のコンプライアンス・見直し等

APA の適用期間、申請者は DGIT に対して「3 CEF」という年次報告書を提出する必要がある。提出期限は法人税確定申告書提出期限日(毎年 11 月末日)から 30 日以内、もしくは APA が合意、適用されてから 90 日以内のいずれか遅い日までとなっている。

税務当局の移転価格担当官は、APA 適用年度中、年次で申請者の法令順守状況および APA の前提となった「重要な前提」に変更がないかどうか等を確認するための調査を行う。調査終了期限は年次報告書が提出された月末より6か月以内となっている。その一方で、APA 対象取引に関しては通常の移転価格調査は実施されない。

以下の要件に該当する場合、CBDT は APA の内容を改訂することができる。

- a) 「重要な前提」に変更があった場合
- b) APA の内容に影響する法令が変更された場合
- c) バイラテラル APA あるいはマルチラテラル APA の場合、相手国の当局から申し出がなされた場合

なお、APA の改訂は申請者の側から申請することもできる。また、当局による APA の改訂について、申請者は事前に当局に対し意見を述べることができる。申請者が APA の改訂に合意しない場合、当該 APA はキャンセルされる。

CBDT による APA のキャンセルは以下のケースで行われる。

- a) APA による合意内容から申請者が逸脱して

いることが、上記の年次調査等により明らかになった場合

- b) 年次報告書が期限までに提出されなかった場合
- c) 年次報告書記載情報に重要な不備があった場合
- d) CBDT による APA の改訂について申請者が合意しない場合

なお、APA のキャンセルについても申請者は事前に当局に対し意見を述べるができる。APA キャンセルの理由および効力消滅日については、書面により申請者に通知される。

APA の更新は認められているが、事前相談を除き、新規申請時と同様の手続きを実施する形となっている。

## 5 おわりに

インドでは税務訴訟に長期間を要することが多く、各州の税務裁判所 (Income Tax Appellate

Tribunal - ITAT) で決着する場合でも3年程度、高等裁判所 (High Court) 以上の案件では 10 年以上の期間を要することも珍しくなく、弁護士や税務専門家への報酬等のコストも含め、企業にとって重い負担となっている。APA 制度の導入は、インドでビジネスを行う企業にとって重荷となっている移転価格の税務訴訟リスクを軽減する非常に肯定的なステップであるといえる。今回の運営要領の発表により手続き面での透明性を担保するとともに、バイラテラル APA、マルチラテラル APA の導入により、インド国内におけるリスク回避に加え、国際的二重課税リスクの回避が可能になることが期待される。加えて、匿名での事前相談制度の導入も積極的な APA 制度の活用を検討する選択余地を拡げるものであり歓迎される。また経済学、統計学など関連分野の専門家が税務当局側 APA チームに含まれる点も、バランスのとれた APA 制度の適用への期待を高めるものとなっている。

※次回は第 18 号に掲載します。

**東野 泰典**  
(ひがしの やすのり)  
KPMG インド  
シニアマネジャー  
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

**間瀬 康弘**  
(ませ やすひろ)  
KPMG インド  
マネジャー  
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。



## 【Vietnam】

# ベトナムにおける法人税の税務調整項目 ～日本との対比における留意点～

福本 直樹

アクタスマネジメントサービス株式会社  
アクタス税理士法人  
I-GLOCAL CO., LTD.

### はじめに

ベトナムの法人税は日本同様、原則として計上利益に課税される。リーマンショック前に進出した多くの日系企業において設立から3～5期が経過した昨今、利益を計上し、優遇税制の適用、または税金の納付が開始され、税務調査も入る時期に差し掛かっている。

他方、利益が計上され始め、ベトナムの法人税課税所得額を意識するようになって初めて、ベトナムにおける会計上の利益に対する税負担が思いのほか大きいことに驚いた、などという話がしばしば聞かれる。これは、税務調整項目の認識の有無や見解の相違により、結果として当初の予測数値より税負担額が高く感じられることによる。理由としては、ベトナムの税制改正が日本のように、毎年ある程度決まった時期にリリースされるのではなく、必要に応じて不定期かつ頻繁に行なわれる傾向にあることや、税務調査の担当官にある程度の権限が委ねられている点などが挙げられる。

そこで本稿では、これからベトナムに進出する企業には進出前に、また現在進出している企業についても今一度、ベトナムの税務について認識

していただき、予想外の税負担をすることのないよう、日系企業にとって馴染みにくい税務調整項目や、ベトナムの税務調査で指摘されやすい点を解説する。

### 1. ベトナムにおける法人税

ベトナムの法人税の標準税率は 25%であるが、地域や事業内容、または中小企業に対する特例などでの減免税適用は現在もあり、実効税率はさらに低いものと考えられる。実効税率約 38%の日本に比べ税負担の軽減を感じるだけでなく、インドやタイに比べても標準税率が低い<sup>1</sup>ため、税メリットの観点から、ベトナム進出を決める会社も少なくないと思われる。

ベトナムにおける法人税の課税所得は、日本の法人税同様、会計上の利益に、税務調整を加減算して課税所得を計算する。これは、外資系企業を含むベトナム法人に対する法人所得税、および一部の条件<sup>2</sup>を満たす外国契約者税<sup>3</sup>のうち所

<sup>1</sup> インド、タイの法人税標準税率は 30%。

<sup>2</sup> 一部の条件とは、外国契約者税の納税義務者(外国法人)で、ベトナム会計システムを採用している場合のことである。ベトナム会計システムとは、通常のベトナム企業同様に会計帳簿を備え、納税者登録も行い、チーフアカウントの任命、月次、四半期、確定申告の作成も要求されるものである。つまりはベトナム会計システムを適用している

得税部分に適用されるものである。

## 2. 注意すべき税務調整項目

法人税の計算上、損金算入可能となる費用は、Circular130/2008/TT-BTC およびその改訂版のCircular18/2011/TT-BTC、今年9月10日より発効されたCircular123/2012/TT-BTCにおいて損金不算入と定められた費用を除き、以下の条件を満たす諸費用すべてとしている。

- (1) 企業の生産、事業活動に関連して実際に発生した費用
- (2) 正規のインボイス、その他の法律上定めた書類により証明できる費用

これに対し、損金不算入の項目は同通達にて30以上定められている。当該損金不算入項目については、仮に上記(1)、(2)の条件を満たしている場合でも、損金として認められない。そのため、決算期になって、会計上の利益と比較して納税額が多額であると認識する場合や、税務調査で認識の誤りを指摘され、修正申告を求められるといったことが起きる。かかる事態を防ぐべく、日系企業が税務調整項目として指摘されることが多く、特筆すべきものを以下に挙げる。

### 2.1 インボイス等の書類不備

ベトナムにおいて、初めに大きな認識ミスを生じやすいものがインボイス等書類の問題である。ベトナムにおけるインボイスはレッドインボイスと

ということは、支店等を有してベトナム法人と同様の要件を満たしているということである。

<sup>3</sup> 外国契約者税は、外国法人等がベトナムの個人または法人にサービスを行なった際の対価に課される税で、法人所得税と付加価値税で構成されている。

呼ばれる赤い公式のインボイスが付加価値税の仕入税額控除、および法人税の損金算入のために必要とされる。レッドインボイスには、企業名、税コード、金額のほかに、任意で会社ロゴや広告などを入れることもできる<sup>4</sup>。

このレッドインボイスで問題となるのは、サプライヤーや取引先等が発行したインボイスの正当性の判断が難しい点である。法的な書式であるかの問題もあるが、購入者側の企業名や税コードについて一字の誤りも認められない。一般的には、インボイスを受け取る際、名刺に記載された税コードを確認の上で発行してもらうといった対策を採っているケースが多いが、その名刺に記載された税コードが誤っていたために、当該インボイスに記載されていた費用の多くが否認されてしまったという事例もある。

また、個人の家主に社宅や事務所の家賃を支払う場合、契約前にインボイスの発行について確認せず、契約後にレッドインボイスの発行をしてもらえなかったケースもあるため、取引先と事前確認を行うことも重要である。他にも、出張における飛行機代の損金算入について、従前は搭乗券の半券を保管する必要があるとされてきたが、今年の改正で、電子航空券、搭乗券、支払証明書のすべてが必要であると改めて規定された。

### 2.2 従業員に対する福利厚生費関連

従業員を雇用する際に避けられない事項として、福利厚生費の問題がある。ベトナム人スタッフは

<sup>4</sup> 以前は税務局から購入していたが、2010年発効のDecree 51/2010/ND-CPにより、管轄税務局へインボイス発行通知書とその様式を事前に提出し、承認を受けた後、自己印刷または注文印刷することとなった。

年齢も若く、結婚・出産祝いなどは社員のモチベーションのためにも必要なものであるが、これらの祝い金や慣習的な賞与などについて、雇用契約等に明記されていないものや算定式が不明なもののほか、技術開発や業務改善に対する報奨金で、社内規定や開発技術等の検証に従っていない場合は、「事業に関連した費用」に該当しないと見て、損金不算入となってしまう。

他にも、従業員への制服の支給費用の限度<sup>5</sup>超過額や出張手当の限度超過額、社会保険および失業保険の会社負担額、ならびに労働組合負担額のうちあらかじめ届出等により定められた金額を超えた金額なども損金不算入となる。こうした費用について日本の感覚で支払ってしまい、決算期に会計事務所に指摘されて税務調整で多額の加算項目が指摘されるといったこともあるため、特に設立時や現地担当者変更時には注意が必要となる。

一方、今まで損金不算入とされてきた、労働者が使用するための休憩室、食堂や教育訓練施設などを建設もしくは購入した場合、当該施設に設置する機械、設備の減価償却費や、会社負担の従業員の生命保険料<sup>6</sup>が損金算入になる改正も行なわれている。

### 2.3 減価償却費

減価償却費の損金不算入項目については、大きなところでは以下のものが定められている。

- (1) 事業に関係のないもの
- (2) 所有権が証明できないもの
- (3) 償却方法を税務官庁に通知していないもので、現行規定の償却限度額を超えているもの

実際に税務調査などで指摘されるものとしては、商品サンプルや小型設備などの固定資産を手荷物等で持ち込んだために通関書類等が存在しない場合や、インボイスなどの必要書類を紛失してしまったために所有権の証明ができなかった場合などがある。

一方で、一定の車両や季節変動による9カ月未満のオペレーションの中断、12カ月未満の修理期間中の償却費については、申告期限までに届出をすることで損金算入可能とする規定や、定員9名以下で取得価額が16億ベトナムドンを超える、いわゆるぜいたく品となる車両について、その16億ベトナムドンを超える部分の償却費の損金算入を認めないといった細かい部分も定められているので注意が必要だ。

### 2.4 棚卸資産の仕損等

こちらは製造業が中心となるが、事業用の原材料、消耗品、燃料、物品の消費量は、政府が合理的な消費レベルを定める場合を除き、事業年度開始後3カ月以内、または事業年度の年初に合理的な消費量を税務局に提出しなければならない。事業年度の途中でその消費量に変更となる場合には、遅くとも確定申告前までに税務局にその旨を届け出る必要がある。ただし、期限切れや自然老朽化による不良品の損失については、12年の改正にて、届け出た範囲を上限とする規定

<sup>5</sup> 現物支給の場合は年間1人あたり150万ベトナムドン、現金支給の場合は年間1人あたり100万ベトナムドン。

<sup>6</sup> 労働契約書、労働協定、社内規定のいずれかに支給条件および金額を明記することを条件とする。

が撤廃された。

棚卸資産の管理については、日本の親会社がすべての情報を持ち、現地で随時確認・修正できないようになってしまうと、後に多額の差異が生じる可能性が高いため、現地法人の設立当初から十分認識をする必要がある。また、当該登録や消費量変更の届出がもれていたため、税務調査にて消費量の損金不算入が指摘されるケースが近年見受けられる。調査で指摘されてしまうと、過去数年分の合計額となったり、仕損の否認であるため翌期に解消とならなかったりと、その影響は罰金等も含めるとかなり大きいので、注意が必要である。

## 2.5 広告宣伝費等

上記 2.4 は、比較的製造業に関連性が高いものであるが、商社、小売業などに比較的関連性の高いものとして、広告宣伝費等の損金算入限度の問題がある。

広告宣伝費、マーケティング費、販売促進費、仲介手数料、レセプション、会議催事の費用、マーケティング支援費用、値下げ費用、新聞販促費用など<sup>7</sup>の合計額については、これらの費用と販売会社における商品原価を除いた費用総額の10%を損金算入限度とし、超過額は損金不算入とされている。

これらの規定については、某外資系企業がベトナムにおいて大規模な広告宣伝を行い、同業ベトナム企業を一気に倒産に追い込んだため、外資系企業に対するけん制といううわさもあるが、海

外進出後、企業名、または新製品の知名度を上げる目的で広告宣伝を行なう際には、一定額以上が全額損金不算入になってしまうため、注意が必要となる。

## 3. 注意すべき税制度

上記で説明した当該決算期の会計処理、書類等の保存以外にも、進出前および進出後も継続して注意が必要となる項目がある。中でも近年、注目されるのは、移転価格と優遇税制関連の問題である。

移転価格と優遇税制は毎期の税務調整項目とは異なり、事前の対策と継続した対応が必要となる。申告から数年後に行なわれる税務調査において、過去数年分をまとめて多額の追徴課税が発生——ということがないよう、以下日系企業にとって留意すべき点を中心に解説する。

### 3.1 移転価格

移転価格税制については、Circular 66/2010/TT-BTC の発効以降、近年ますますその執行を強化している。ここでは制度そのものについての説明は割愛するが、ベトナム特有の留意点として主なものを以下に挙げる。

- (1) 持分基準は 20%以上で判断し、国外関連者のみではなく、国内関連者もその対象として含まれる。
- (2) 法人税の税務申告書に、関連者との取引について記載した Form GCN-01/QLT を添付する必要がある。これは、日本の法人税申告書別表十七(四)国外関連者に関する明細書に似たイメージのものである。

<sup>7</sup> Circular130/2008/TT-BTC に記載されている例を記載した。

(3) 移転価格に関する文書の作成保存について義務化されており、取引金額による免除規定はなく、原則、毎期の作成保存が必須となっている。

(4) 2012年に発行されたDecision 1250/QD-BTCにて、2015年までの3年間におけるAction Programとして、以下の項目を実施すると公表した。

- ① 移転価格専門チームの設立
- ② OECDや諸外国の税務当局との連携
- ③ ②により、職員用研修資料を作成し、担当レベルの強化
- ④ 独自データベースの構築
- ⑤ 質と管理を高めるための法改正
- ⑥ 税務調査全体のうち20%程度を移転価格に関する調査とすること
- ⑦ APA(事前確認制度)の実施
- ⑧ マスコミ等を通じた移転価格に関する認知度の向上

移転価格税制については、ベトナム当局もまだ専門担当官が不足している状況で、移転価格の文書作成、保存の不備を厳しく指摘するといった事例は多くない。しかし最近の国際的な状況や上記(4)のAction Programを進めていく上で、今後厳しい状況となるのは確実である。

特に注意が必要と思われる、数期連続で赤字が続いているベトナム現地法人や、ある製品・部門のみ赤字状態であるケース、さらに、赤字状態

での事業拡張、新工場立ち上げや、製品ごとの価格設定が不明確——などの場合は、通常の調査から移転価格の指摘へと発展しやすいと考えられる。調査等の指摘を受ける前に、親子会社間で協同しての文書作成、グループ内の移転価格ポリシーの設定など、親会社の協力を得て、対処することが望ましい。

### 3.2 優遇税制

近年、縮小傾向にある外資企業に対する優遇税制であるが、新規設立の場合だけでなく、優遇適用を受けている既存のベトナム現地法人であっても、設立当初の投資計画にない事業拡張、新規事業については優遇税率ではなく通常の税率が適用される。

そのため、設立時にA工場で事業を行う旨を投資計画に記載して優遇税制の適用を受け、優遇期間内において当初計画に記載のなかったB工場を新たに建てて事業を拡張した場合は、A工場に関する損益とB工場の損益を区分し、それぞれ優遇税率と通常税率を乗じることとなる。

また、事業内容により優遇税率を適用される業種が現在も一部残っているものの、契約書等の記載について必要な文言がない場合、後の税務調査で優遇を取り消される場合があるため、注意が必要となる。

## 4. まとめ

日系企業がベトナムに進出する理由はさまざまであるが、当地における税務上の損金算入要件を把握しないままに事業を行ったために利益が税金で消えてしまっは、進出の意味があったの



か、ということにもなりかねない。加えて、税務調整項目ではないが、近年ベトナムの国税も力を入れている移転価格税制や優遇税制の適用厳格化などは、これらの調査で指摘を受けた場合、欠損期も含めた過去にさかのぼって多額の追徴税額が課されてしまう可能性がある。

さらに、本稿でも随所に今年の改正を織り込んだが、損金算入の規定が新たに設けられたり、今まで損金算入できなかったものが一定条件下で算入可能となっていたりと、随時改正が行なわれている。日本に比べ、税法自体もまだ整備途上であり、改正内容も細かいため、日本の先入観をある程度捨て、ベトナム特有の税法や実務と向き合うことで、多額の追徴課税や、税負担が利益を上回るなどの事態を防いでいただきたい。

#### 参考

Circular130/2008/TT-BTC

Circular66/2010/TT-BTC

Circular18/2011TT-BTC

Circular123/2012/TT-BTC

Decision1250/QD-BTC

※次回は第 18 号に掲載します。



**ACTUS**  
CONSULTING MIND



**福本 直樹**  
(ふくもと なおき)

**アクタスマネジメントサービス株式会社**  
**アクタス税理士法人 ベトナムデスク 税理士**  
**I-GLOCAL CO.,LTD. シニアコンサルタント**

外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。法人だけでなく、事業を営む個人、在日外国人への税務申告のサポートおよびコンサルティングも行っている。現在はベトナムに進出している日系企業に対し、現地に足を運び業務支援を行っている。

# Business 【China】解説・中国ビジネス法務 第5回



## 労働契約法の改正草案

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

### 一 改正草案の概要

全国人民代表大会(全人代)常務委員会は、2012年7月6日、「中華人民共和国労働契約法修正案(草案)」<sup>1</sup>(以下、「本草案」)を公表し、社会に対して広く意見を求めるため、8月5日まで意見募集を行いました。今後、全人代常務委員会が収集意見に対してどのような判断を下し、最終的な労働契約法の改正を行なうかが注目されています。

本草案は、主に現行の労働契約法における労務派遣に関する条文について修正を行ったもので、その具体的な内容について、下記二において説明します。

### 二 改正草案の内容

#### (1) 労務派遣によって雇用できる部署の範囲の厳格化

現行の労働契約法第66条<sup>2</sup>(以下「現行法」)の規定によれば、労務派遣は、一般に「臨時性」、「補助性」、「代替性」(以下「三性」)のある部署において実施するものとされていました。しかしながら、「三性」に明確な基準がなかったため、主要業務を行なう部署および一般業務を行う部署におい

て、派遣労働者を大量に雇用する状況が生じていました。このため、本草案では、上記規定が濫用されることを制限するため、「三性」について以下のように定義し、かつ「三性」のいずれかに合致する部署においてのみ労務派遣を実施することができる」と規定しました。

- ① 臨時性とは、派遣先企業の勤務部署における派遣期間が6カ月を超えないことを指す
- ② 補助性とは、派遣先企業の勤務部署が主要業務を行う部署のためにサービスを提供することを指す
- ③ 代替性とは、派遣先企業の従業員がオフ・ザ・ジョブ・トレーニング、休暇等の原因により当該勤務部署において一定期間内勤務できない場合に、派遣労働者が代替勤務することができることを指す

#### (2) 労務派遣企業の参入許可条件の引き上げ

本草案では、労務派遣業務に従事する場合、労働行政部門で法に従い行政許可の手続きを行わなければならないことが明確にされました。また、許可を取得する条件についても規定が設けられました。具体的には、現行法第57条<sup>3</sup>では、登

<sup>1</sup> 全国人民代表大会「劳动合同法修正案(草案)条文」

<sup>2</sup> 労働契約法第66条 労務派遣は、一般に、臨時的、補助的または代替的な業務職位において実施する。

<sup>3</sup> 労働契約法第57条 労務派遣企業は会社法の関係規

録資本は 50 万元を下回ってはならないと規定されていましたが、本草案では 100 万人民币元を下回らないこととその条件が引き上げられました。

### (3) 派遣労働者が派遣先企業の労働者が同一の業務に従事する場合に受ける報酬と同一の報酬を受ける権利(以下「同一労働同一報酬」)を有することの保障

同一労働同一報酬は、労働契約法の重要な原則です(現行法第 63 条<sup>4</sup>)。しかし、現行の労働契約法において同一労働同一報酬の原則が明記されているにもかかわらず、一部の企業において、派遣労働者と当該企業の労働契約制従業員に対して異なる賃金・福利基準および分配方法を採用しているという事態が生じていました。そこで、従来は、派遣労働者は、派遣先企業の労働者が同一の業務に従事する場合に受ける報酬と同一の報酬を受ける権利を有すると規定するにとどまっていたところ、本草案では、かかる原則を徹底するため、同一労働同一報酬の原則に合致するように、労務派遣企業と派遣労働者が締結する労働契約および派遣先企業と締結する労務派遣契約において、派遣労働者に支払う労務報酬を明記または約定しなければならないと明確に規定しました。

### (4) 法律責任の強化

本草案では労務派遣業務について行政許可

定により設立されなければならない、登録資本は 50 万元を下回ってはならない。

<sup>4</sup> 労働契約法第 63 条 被派遣労働者は、派遣先企業の労働者と同一労働同一報酬の権利を享有する。派遣先企業に同類の職位の労働者がいない場合には、派遣先企業の所在地の同一の、または近似する職位の労働者の労働報酬を参照して確定する。

を設けることに伴い、許可を得ずに労務派遣業務を行う企業に対して以下の罰則を新たに追加しました。

「許可を得ず、無断で労務派遣業務に従事した場合、労働行政部門が法に従い取り締まり、違法所得を没収し、かつ違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。違法所得がない場合には、5万元以下の過料に処することができる」。

また、許可を取得した労務派遣企業が違反した場合の法律責任については、その過料基準を一人あたり 1,000 元以上 5,000 元以下から同 5,000 元以上 1 万元以下に引き上げ、かつ労務派遣業務行政許可の取り消しを罰則として追加しました。

## 三 若干の考察

上述のように、本草案では、主に労務派遣に関する条文に対する修正が行なわれています。もっとも、本草案における三性の規定については、以下の理由から実務に大きな変化をもたらす可能性は低いのではないかと考えられます。

- ① 臨時性については、一回ごとの労務派遣は規定に従って行なうものの、期限が到来したら再度同じ部署に派遣することによって、実質的に当該部署で長期的に仕事することができること
- ② 補助性については、そもそも補充業務と主要業務とを明確に区別することは困難であること
- ③ 代替性については、オフ・ザ・ジョブトレーニング、休暇等の原因に基づき部署に欠

員がある場合と規定されていますが、原因の範囲が必ずしも明確ではないこと、および期間については規定されていないこと

以上より、本草案の規定には、未だ不十分とも思われる規定も散見されることから、社会一般の意見を確認した上での全人代常務委員会による今後の改正動向になお注視する必要があるように思われます。

※次回は第 18 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所  
MORI HAMADA & MATSUMOTO

**山口 健次郎**  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。

**Business** 【China】

# 「発明特許出願優先審査 管理弁法」の解説

潘 立冬 敬海法律事務所

## はじめに

2012年6月19日、国家知的財産権局より「発明特許出願優先審査管理弁法」<sup>1</sup>(以下、「管理弁法」)が公布された。管理弁法は「2011年中国知的財産権保護状況白書」(以下、「2011年白書」)に基づき、中国政府が推進している知的財産権に関する法整備の一つに数えられ、8月1日から施行されている。「管理弁法」は、総則、優先審査の範囲、条件、手続き、附則の5つの部分を含む13条から成り、省エネ・環境保護、新エネルギーなどの戦略的新興産業や、グリーン技術などの中国特許出願について優先審査を実施としている。

本稿では、「管理弁法」の特徴と適用に当たっての注意点を紹介する。

## 1. 発明特許出願の現状

2011年白書によると、中国における特許出願総数は急速に増加しており、11年は計163.3万件に達した。このうち、発明特許の出願は前年比34.5%増の52.6万件であった。また、国家知的財産権局による「特許提携条約」(PCT)に基づく国際特許出願の受理件数は前年比35.4%増の1.7万件と、中国における特許出願は高度成長段階

にあるといえよう。

一方で、中国における発明特許出願は最終審査結果までの所要時間が長過ぎるという問題点も指摘されている。出願者は通常、審査結果の発表まで3～4年待たねばならない。これには「特許法」の規定が影響している。「特許法」第4章にある特許出願の審査と許可に関する規定によると、一般的な特許審査は、方式審査、公開、実体審査などの基本的な流れを経て登録に至るが、各段階で、特許出願の修正、撤回、却下、却下の法的救済などの手続きを要する可能性がある。また「特許法」第34条によると、国务院特許行政部門は、発明特許出願を受理した後、方式審査を通して本法の要求を満たしていると判断した場合、出願日から18カ月が満了した後に公開するとしている。

この時間的コストは技術系の企業にとって大きな負担となっていた。特許を得るまで時間がかかり過ぎることで、政府から資金援助や支持を得るためのプロジェクト報告に支障が生じたり、技術の迅速な製品化が制限されるという状況が多数発生していた。

## 2. 「管理弁法」のメリット-申請期間の短縮

「管理弁法」の施行は、中国特許出願にまつわるこうした時間的コストの問題に一石を投じる可

<sup>1</sup> 国家知识产权局《发明专利申请优先审查管理办法》(第65号)

能性がある。「管理弁法」第2条には、知的財産権局が優先審査の請求を認めた日から1年以内に登録を完了できるようにすると明確に規定されているからである。これまで、発明特許の審査から登録までの期間が通常3～4年、場合によってはそれ以上を要することもあったことを考えると、中国における発明特許出願の所要時間は大幅に削減されることになる。

「管理弁法」の審査期間の短縮は、提出資料にかかる要求と大きな関係がある。「管理弁法」第7条第2項によると、提出資料は、特許調査条件を具備した団体が発行した規定の書式による調査報告書、または、他の国家もしくは地域の特許審査機構が発行する調査報告書、並びに審査結果およびその中国語の訳文のみである。これにより、審査員は調査に時間を費やす必要がなくなり、他の国家または地域の特許審査機構が発行した調査報告書および審査結果を分析・判断するだけで事足りるようになった。これまでの「特許法」に基づく審査プログラムでは、実体審査において、審査員が多大な時間を費やして自ら調査し、その調査結果を基に、特許出願が新規性、創造性、実用性を有するか否か、また特許法に定められたそのほかの実質的条件を満たしているか否かについて全面的な審査を行っていた。つまり、調査報告書の提出による調査時間の大幅な短縮が審査期間短縮の要因となるわけである。

### 3. 「管理弁法」適用上の注意

上述のとおり、「管理弁法」施行により、申請時間の短縮が期待されるが、その適用においては以下の点に注意しなければならない。

(1)「管理弁法」には、これを適用できない状況が規定されている。「管理弁法」第3条によると、国家知的財産権局とその他の国家または地域の特許審査機構が締結した二国間または多国間の協議を適用しての優先審査を申請する場合である。例えば、特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、以下、「PPH」という)<sup>2</sup>等の二国間協議が締結されていて、かつ、それを選択する場合、その関連規定により処理し、「管理弁法」の規定は適用されないとしている。中国知的財産権局の「PPH指針」によると、現在、中国は日本、韓国、ロシア、米国およびドイツと上述の協議を締結している。

(2)すべての発明特許に「管理弁法」の優先審査が適用されるわけではない。「管理弁法」第4条は、優先審査が適用される発明特許の出願範囲を以下の通り規定している。

- ① 省エネルギー環境保護、次世代情報技術、バイオテクノロジー、ハイエンド装置の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の技術領域における重要特許出願
- ② 低炭素技術、省エネルギー等の環境発展に寄与する重要特許出願
- ③ 同一の主題について、まず中国で提出した特許出願で、かつ、その他の国家または地域でも申請を提出した場合の、中国での最初の出願

<sup>2</sup> PPHの概要と詳細については、日本特許庁「[特許審査ハイウェイについて](#)」、または中国国家知識産権局「[專利审查高速路\(PPH\)专栏](#)」参照。

- ④ その他の国家利益または公共利益に対し大きな意義を有しているもの

したがって、発明特許出願者は、出願前にその発明・創造が優先審査に値するかどうかを自らある程度峻別しなければならない。その発明・創造が、「管理弁法」第4条の条件に合致しているかどうかはもとより、既に完成度の高いものであるか、産業化できるものか、巨大な経済効果をもたらすことが予想できるか、模倣されやすいものであるか等を検討する必要がある。

(3)「管理弁法」第11条は、国務院特許行政部門による審査意見通知書に対する出願者の応答期間の期限について最長2カ月と規定している。「特許法」による同様の指定期間は4カ月であったので、出願者による迅速な対応を求めている。出願者の応答がこの期限を超えた場合、優先審査は終了され、以後は普通出願として処理されることになっている。

(4)「管理弁法」第6条には、優先審査の出願は電子申請でなければならないとの規定がある。これも、実務上、注意すべき点の一つである。

#### 4. まとめ

「管理弁法」は、これまでの中国発明特許出願プロセスの改善に寄与するものである。資源、エネルギー、環境などに関する発明特許の出願期間を大幅に短縮し、それに該当する業界の業務効率を加速させる効果が期待される。一方で、「管理弁法」に基づく優先審査出願の適用には、多くの制約があることも考慮しなければならない。「PPH」の締結国である日本の企業にとっては、「PPH」を選択する方が一般的には有利であろう

が、「PPH」の適用には不確定要素も伴うため、強行規定である「管理弁法」の優先審査も考慮に値する選択肢の一つとなるだろう。

※次回は第18号に掲載します。



敬海法律事務所  
WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬

パートナー弁護士

ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



## アジア経済情報

# アジア概況

～輸出の鈍化で、経済成長率は2年連続の低下へ～

稲垣 博史 みずほ総合研究所 アジア調査部

### 2012年2Qの景気は減速傾向

2012年4～6月期の経済成長率をみると、景気が低迷した国がやや目立っている(図表1)。欧州情勢が不透明感を強めたなか、輸出は不振に陥った国が多く(図表2)、株価下落を背景とする消費者マインド悪化などが景気に悪影響を与えた国もみられた。中国では輸出の停滞などにより在庫調整が長引いており、生産活動に弱さがみられる。そのため、成長率は+8%を割り込んだ。またタイでは、洪水からの復興需要は続いたものの、その伸びは大幅に鈍化している。

一方、積極的な消費喚起策が実施されたマレーシア、公共投資が拡大したベトナムなど、景気が加速した国もみられた。民需が堅調に拡大したインドネシアの経済成長率は、1～3月期とほぼ同水準であった。

### 金融緩和持続も、利下げは困難

金融政策は引き続き緩和方向となった。7月以降をみると、中国、韓国、フィリピン、ベトナムが利下げした。景況感が悪化するなか、足元で物価が落ち着いてきた国が多いため、追加的な金融緩和を模索する動きは続くであろう。もっとも、みずほ総合研究所では、多くの国において景気の方角感が大きく変わるほどの追加的な利下げは見込みにくいとの判断を維持している。インフレ要因が依然くすぶっているからである。

第一に、中国、インド、そして複数のASEAN諸国において賃金上昇が顕著である。背景には、中国、タイなどでのワーカー需給逼迫に加え、政権支持率の上昇などを目指し、最低賃金を大幅に引き上げたり、新設したりする動きが出ていることがある。

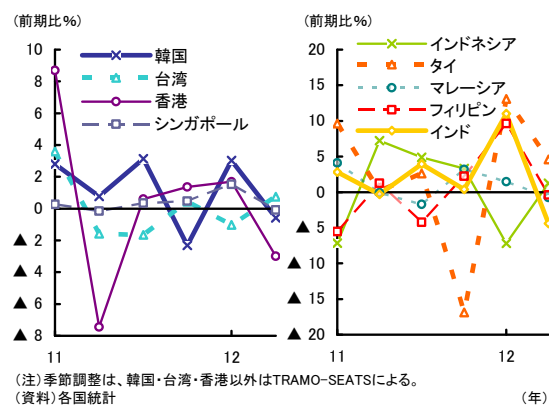
第二に、欧米での干ばつがトウモロコシや大豆

【図表1】 実質 GDP 成長率

	(前期比年率%)				2012	
	2011				1～3	4～6
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
韓国	5.3	3.4	3.4	1.3	3.5	1.1
台湾	10.4	2.1	▲ 1.9	▲ 2.1	1.5	3.5
香港	12.2	▲ 1.5	0.3	1.6	2.6	▲ 0.2
シンガポール	19.7	▲ 3.0	2.0	▲ 2.5	9.5	▲ 0.7
タイ	3.4	▲ 2.8	6.7	▲ 35.7	50.8	13.9
フィリピン	6.2	1.9	2.5	7.3	12.6	0.9
(前年比%)						
中国	9.7	9.5	9.1	8.9	8.1	7.6
インドネシア	6.4	6.5	6.5	6.5	6.3	6.4
マレーシア	5.0	4.3	5.7	5.2	4.9	5.4
ベトナム	5.6	5.7	6.1	6.1	4.0	4.7
インド	9.2	8.0	6.7	6.1	5.3	5.5

(資料) 各国統計

【図表2】 財貨・サービスの輸出(SNA)





など国際穀物市況の上昇をもたらしている(図表3)。現時点ではアジアの多くの国で主食となっているコメの価格上昇がみられないことに加え、水産物の価格上昇に結びつきやすい魚粉や原油の価格上昇が顕著でないことなどから、11年のような深刻な食品インフレにはつながらないとみているが、今後とも注視してゆく必要がある。

### 12年後半は緩やかに景気拡大

12年後半の景気を展望すると、まず輸出は総じて伸び悩むこととなろう。アップルのiPhone5発売や、マイクロソフトの新OS発売に伴うモバイル機器需要の世界的な増大が追い風になる半面、債務問題を背景に景気の低迷が続く欧州向けや、在庫調整が長引く中国向けが低迷する見通しとなっているからである。中国経済は、公共投資の拡大を主因として持ち直すとみているが、公共投資の急速な拡大は中期的に生産能力過剰問題を深刻化させるおそれがあることから、慎重な運営が図られるとみられる。厳しい輸出環境とあいまって、年後半も在庫調整圧力が残存しよう。

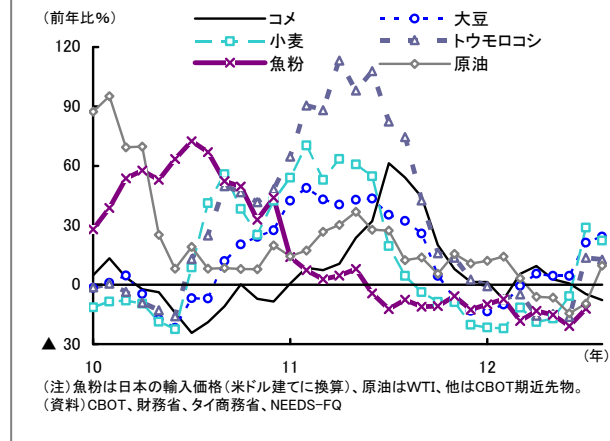
一方、中国以外の国の内需は、最低賃金の引き上げに伴う個人消費の増加や、積極的な公共投資の拡大などが追い風になると見込まれるものの、輸出低迷により雇用・所得環境の改善が限定されることなどから、低い伸びにとどまるであろう。

以上から、当面の景気拡大ペースは、緩やかなものとなろう。ゲタが低いこともあり、大半の国の経済成長率は11年対比で減速するであろう。

### 13年の景気は引き続き減速

みずほ総合研究所では、米国経済が13年に減速するとみており、アジア諸国の輸出の伸びは鈍

【図表3】 穀物・魚粉・原油価格



化する方向である。このため、輸出依存度が高い国を中心に景気は減速傾向となろう。また、輸出不振を受け、設備稼働率の低下に伴い設備投資が、また雇用・所得環境の悪化に伴い個人消費も減速する見通しである。マレーシアで総選挙を前にとられた積極財政政策の反動や、タイにおける復興需要の大幅縮小なども、景気減速傾向を強める要因となろう。

一方で、政策的な景気下支えが見込まれる中国、ベトナムと、高いゲタをはく台湾では、経済成長率は加速するであろう。

### 経常収支悪化が政策を制約

欧米経済の低成長が長期化する中、アジア諸国の内需は、最低賃金引き上げなどを背景に、相対的にみれば堅調に推移している。こうした内外景気格差を背景に、経常収支は悪化傾向が強まっている。インドの経常赤字は持続的にGDP比4%を超えているほか、11年10~12月期以降3四半期連続で赤字を記録しているインドネシアでは、赤字幅が徐々に拡大している(次頁図表4)。さらに、12年4~6月期におけるタイの経常収支は、復興需要に伴う輸入増加という一時的要因があったとはいえ、

前年同期を大きく上回る赤字となった。香港では12年1～3月期に経常黒字がほぼ消滅した。

先述の通り、13年に入るとアジアの内需も減速傾向が強まるとみられるものの、欧米よりは高い経済成長が続く見通しであり、経常収支には引き続き悪化圧力がかかるであろう。海外からの資金調達環境が悪化すれば、経常赤字のファイナンスが困難になり、歳出拡大や金融緩和は実施できなくなる可能性がある。経常収支は上記の赤字3カ国に加え、景気重視の財政政策に傾いているベトナムでも再度赤字化する恐れがあるため、その動向について特に注視する必要がある。

**欧州債務問題への懸念**

海外からの資金調達環境の悪化をもたらす要因として最も可能性が高いのは、欧州債務問題がいつそう深刻化し、その結果として欧州の金融システムが混乱することである。まず、欧州系金融機関によるアジア向けの与信をみると、11年後半に大幅に減少する局面がみられたものの、邦銀などアジア系金融機関への借り換えが進んだことなどもあって、実体経済に大打撃が及ぶには至らなかった。も

**[図表4] 経常収支**

(単位: GDP比%)

	2011				2012	
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6
中国	1.8	3.6	3.0	3.3	1.2	3.0
韓国	1.0	2.1	2.5	4.1	0.9	3.9
台湾	9.6	7.4	8.8	10.5	9.4	8.6
香港	8.4	0.8	7.5	5.1	0.0	N.A.
シンガポール	24.0	22.0	24.6	20.4	16.4	16.3
インドネシア	1.5	0.2	0.3	▲1.0	▲1.5	▲3.2
タイ	5.4	▲0.2	1.1	0.2	0.6	▲2.8
マレーシア	12.3	11.2	12.8	9.9	8.1	4.2
フィリピン	1.9	3.6	4.3	3.2	1.5	N.A.
ベトナム	▲2.4	▲1.7	4.5	0.2	N.A.	N.A.
インド	▲1.6	▲4.2	▲4.4	▲4.7	▲5.0	N.A.

(注) GDPは過去4四半期の平均。  
(資料) 各国統計、IMF

つとも、欧州債務問題を巡る混迷が深まることなどを契機に、今後さらなる大幅な減少が起こる可能性は否定できない。

また、これまでのところあまり顕著ではないが、欧州系機関投資家などによる証券投資の引き揚げも懸念される。アジアの中で海外からの証券投資への依存が比較的強いのは、韓国を筆頭に、マレーシア、台湾、インドネシアといったところである。証券投資の引き揚げに伴う弊害は、経常黒字が大きい台湾では小さいと思われるが、その他の3カ国では一定の影響が及ぶとみられ、特にインドネシアでは通貨急落の引き金となる恐れがある。

**12、13年とも景気は多くの国で減速へ**

以上の点を踏まえ、12年の実質GDP成長率は、中国が+7.8%、NIEsが+1.9%、ASEAN5が+5.7%、インドが+5.4%、13年は、中国が+8.1%、NIEsが+1.8%、ASEAN5が+4.2%、インドが+5.2%と予測した(図表5)。

**[図表5] アジア経済見通し総括表**

(単位: %)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(予測)	(予測)
アジア	7.3	6.0	9.3	7.5	6.2	6.1
中国	9.6	9.2	10.4	9.3	7.8	8.1
NIEs	1.8	▲0.7	8.4	4.0	1.9	1.8
韓国	2.3	0.3	6.3	3.6	2.3	2.1
台湾	0.7	▲1.8	10.7	4.0	1.4	2.1
香港	2.3	▲2.6	7.1	5.0	1.3	0.8
シンガポール	1.7	▲1.0	14.8	4.9	1.6	0.5
ASEAN5	4.8	1.7	7.0	4.4	5.7	4.2
インドネシア	6.0	4.6	6.2	6.5	6.2	5.4
タイ	2.5	▲2.3	7.8	0.1	5.6	2.8
マレーシア	4.8	▲1.5	7.2	5.1	5.0	2.7
フィリピン	4.2	1.1	7.6	3.9	5.7	3.7
ベトナム	6.3	5.3	6.8	5.9	5.1	5.4
インド	8.1	6.4	8.9	7.5	5.4	5.2

(注) 1. 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。  
2. 平均値はIMFによる2011年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。  
(資料) 各国統計、みずほ総合研究所

## Back Issues

## 2011年12月発行 第8号

- ・震災越え国内市場に傾注する華南自動車産業
- ・企業が抱える来料独資化後の問題点
- ・Market: 日本取引所はアジアのリーダーを目指すのか
- ・India: インドの税制[36]南インド地域における会社設立実務
- ・Vietnam: 外国契約者税をめぐる矛盾点と租税条約に基づく対処法
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[1]外資 M&A に対する安全審査制度の実務
- ・China: 「輸出入食品安全管理弁法」について
- ・アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

## 2012年1/2月発行 第9号

- ・災害乗り越えアジアへの展開加速目指す日系企業
- ・タイ洪水被害における日本企業の被災状況
- ・2012年香港賃金動向
- ・香港における外食ビジネス参入の魅力
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～事業譲渡、合併および会社分割における税務上の留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(前編)
- ・China: 労務派遣雇用にかかわる若干の注意事項
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年3月発行 第10号

- ・インドネシアの労働事情
- ・世界トップの香港ワイン市場
- ・India: インドの税制[37]インドにおける移転価格税制税務調査・税務裁判プロセスの概要
- ・Vietnam: ベトナムにおける経理人材と経理業務構築
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[2]労働報酬支払拒否罪について
- ・China: 「外商投資産業指導目録」(2011年改訂)の解説
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年4月発行 第11号

- ・[華南から内陸へ①]中国中部地域における日系企業の動きと展望
  - ▶ 中部振興策と内陸市場目指す日系企業
  - ▶ 中部振興戦略と武漢への進出
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド市場からの撤退および閉鎖における留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座(35)華南における労働者雇用の現況と法務リスク
- ・Hong Kong: 国際税務講座(20)中国におけるPE課税
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年5月発行 第12号

- ・中国医療機器市場への第一歩
- ・[華南から内陸へ②] 中国内陸部を目指す日系企業と広西チワン族自治区の現状
- ・India: インドの税制[38]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(前編)
- ・Vietnam: ベトナム個人所得税～出張者の免税適用における実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[3]著作権法(改正草案)の公開意見募集に関する通知
- ・China: ISO26000の基本的原則と関連する中国法の存在
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年6月発行 第13号

- ・中国における旅行市場への参入
- ・中国ビジネスにおける金融センター香港の活用
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド支店および駐在員オフィスの撤退方法と留意点～
- ・Vietnam: 短期滞在者免税と「真の雇用者」の考え方
- ・China: 中国ビジネス法律講座[36]労働契約作成のポイント
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21]統括会社の実務
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編～

## 2012年7/8月発行 第14号

- ・[華南3大プロジェクト・シリーズ①] 未来の金融特区に向け指導する深圳市前海区
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1)～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- ・胎動するミャンマー～改革開放に膨らむ期待と現実～
- ・India: インドの税制[39]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(後編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[4]独占高位に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定
- ・China: 改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年9月発行 第15号

- ・カンボジアの投資環境～“タイ・プラスワン”としての活用～
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(2)
- ・India: インドビジネス最新情報(1)サービス税課税にかかる実務指針の好評
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[37]「中華人民共和国出入国管理法」の外国人に対する影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21]日本の消費税と中国の増徴税の基礎
- ・アジア各国・地域主要経済指標～貿易編～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

**免責事項**

## 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

## 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

## 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

**みずほコーポレート銀行****香港営業第一部****中国アセアン・リサーチアドバイザー課**

TEL (852) 2102-5486

**産業調査部直投支援室**

TEL (03) 5222-5077

**産業調査部アジア室(在シンガポール)**

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO: Building the future with you  
**Mizuho Financial Group**